健生難発1119第２号
令和８年 11 月19 日

各 （都道府県／指定都市／中核市／児童相談所設置市） 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
（ 公　印　省　略 ）

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」（平成 26 年 12 月 11 日付け雇児母発 1211 第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）の別紙「児童福祉法第 19 条の３第１項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領」について、別添新旧対照表のとおり改め、令和８年 12 月１日から適用することとしたので、貴職におかれても、御了知の上、実施に遺漏のなきよう配意されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。